

市有地公売〔公募抽選方式〕応募要領

※売買物件の購入は、この応募要領による情報のほか、登記のある物件は関係公簿等の確認及び十分な現地調査を行った上でお申し込み下さい。

令和6年 郡上市総務部契約管財課

1. 購入希望者の資格

個人または法人。ただし、次のいずれかに該当する方は申込みできません。

(1) 市税に滞納がある方 (2) 市長が不適合と認めた方 (公序良俗に反する等)

2. 売買物件は、現状有姿での引渡しとなります。

※売買物件内の動産の撤去、占有者等に対しての明渡し請求は買受人が行うことになります。

3. 郡上市は売買物件について瑕疵（かし）担保責任を負いません。

4. 買受者が売買契約に基づく代金を全額納付したとき、物件の引渡しをします。

5. 売買物件に次の条件を付します。

(1) 売買物件を風営法第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務の用に使用してはならない。また、暴力団関係の施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に使用してはならない。

(2) 売買物件の全部又は一部を第三者に所有権移転する場合は上記の条件を付さなければならない。

(3) 売買条件の履行状況を確認するため、市が調査を行う際には買受者は協力すること。

(5) 売買条件に違反した場合は、違約金（売買代金の100分の30）を支払わなければならない。

6. 購入申込みには、窓口でお渡しする郡上市普通財産売払申請書のほか、次のものが必要になりますのでご用意ください。

(1) 住民票（申込者が法人の場合は商業登記簿抄本等）

※売却決定時に買受者の住所(所在)・氏名(商号)を確認します。商業登記簿抄本等は、岐阜地方方法務局八幡支局管内の法人に限り写し可

(2) 市税納税証明書（市民税・固定資産税の滞納がないことの証明書）

(3) 印鑑証明書

(4) 印鑑（法人の代表者が申し込む場合は代表者印）

7. 申込み受付期間・場所

期間：令和6年3月25日（月）～同年10月31日（木）午前9時～午後5時（土日祝日除く）

場所：郡上市役所本庁舎3階 契約管財課窓口

8. 当選者（購入者）の決定方法

(1) 受付期間中に、売払申請書の提出があった先着申込者を売却の相手方として決定します。

(2) 同日付けで同一物件に売払申請書の提出が複数あった場合は、先着順に関わらず、申込者または代理人による抽選により当選者を決定します。この場合、申込者は他の申込者の代理を兼ねることはできません。また、代理人は2人以上の代理人となることはできません。なお、抽選日及び抽選場所については、速やかに当該申込者に通知します。

(3) 当選者は、その資格を譲渡することはできません。

9. 売買契約の締結

(1) 購入者の決定後に、公売物件の売買契約を締結します。契約書類等の準備ができましたら購入者（以下「買受者」といいます。）にご連絡し、2週間以内に契約を締結します。なお、契約書は郡上市で作成しますが、契約書に貼付する収入印紙等の契約に要する費用は買受者の負担となります。また、契約締結の日までに契約代金の10%に相当する金額を契約保証金として郡上市が発行する納入通知書で納付して下さい。ただし、契約締結の日に契約代金の全額を納付する場合は、契約保

証金の納付は必要ありません。

- (2) 契約保証金は売買代金に充当しますので、契約締結後、売買代金残額（契約代金から契約保証金を差し引いた金額）を郡上市が発行する納入通知書で納付して下さい。（納期限は、契約締結日から20日以内となります。）売買代金の納付を確認した後、所有権移転登記の手続きを行います。
- (3) 売買代金残額が納期限までに納付されないなど契約が履行されないときは、売買契約を解約し、契約保証金を没収します。

1 1. 権利移転手続き（所有権移転登記）

売買代金の納付確認後、買受者において所有権移転に伴う登記手続きを行っていただきます。また、所有権移転登記にかかる登録免許税は買受者の負担となります。

物件情報や入札手続きなど、お気軽におたずねください

郡上市役所総務部契約管財課 電話 0575(67)1839
〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷 228 番地